

Title	13世紀イングランド軍制史上の一史料 : Inquest of service in time of the war of Wales, 1288 ( Cheshire ) について
Sub Title	One chapter in history of feudal military service in the 13th century England : a commentary on "inquest of service" in Cheshire 1288
Author	森岡, 敬一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.10/11 (1969. 11) ,p.1188(134)- 1210(156)
JaLC DOI	10.14991/001.19691101-0134
Abstract	
Notes	宇尾野久教授追悼特集号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19691101-0134">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19691101-0134</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 13世紀イングランド軍制史上の一史料

—Inquest of Service in Time of the War of Wales, 1288 (Cheshire) について—

森岡 敬一郎

### I

中世イングランドの封建制度を考察する場合に、忘れてはならない一面は、その軍事制度である。既に、J. O. Prestwich 等が適確にも指摘しているように、国王が各直属封臣に与えた封土保有の義務として、彼等に課した軍役、即ち *servitium debitum* に基く所謂「封建軍隊」(feudal levy) が、現実の軍隊に於て、根幹的な地位を喪失して行き、軍隊としてはより有効であった傭兵が重要性を帯びて来たのは、相当早い時期から見られることは、既に周知のことである<sup>(1)</sup>。少くもエドワード1世 (Edward I) 治下には、イングランド人の傭兵が、決して新奇な事象ではなくなっていたことは、諸家の均しく認める所である<sup>(2)</sup>。しかし、軍隊中の最高位の部分を除いて、「傭兵」を最も組織的に利用した最初の国王はエドワード1世であった。彼は、給料支給が有効な軍隊組織の要点であると考え、この方法を組織的にすすめたものと思われる。既に、百年戦争の始まる2世代以前に、軍務と有給化の原則は、軍隊の諸段階に浸透し、エドワード3世時代には、スコットランドの名目上の国王エドワード・ベイリオル (Edward Balliol) が平時には1日30シリング、戦時には1日50シリングを得、また黒太子も1日20シリングを得ているのである。これは、有給化の原理が軍隊の最上層にまで及んだことを意味する。一方、土地保有に基く軍役義務は、当時はなお維持せ

注(1) 例えば、Prestwich, J.C.; 'War and Finance in the Anglo-Norman State' (Trans. Roy. Hist. Soc., 5th Series, IV (1954))

(2) Powicke, Sir Maurice; *The Thirteenth Century*. (Oxford Hist. of England, IV.) (Oxford, 1962<sup>2</sup>), 特に p. 511-559. McKisack, May; *The Fourteenth Century*. (Oxford Hist. of England, V.) (Oxford, 1959) 特に p. 234-p. 271.

Edward I 治下の軍制組織の特殊研究としては、古く、J.E. Morris; *The Welsh War of King Edward the First*. (Oxford, 1901) があり、軍制史上の優れた最近の研究としては、Powicke, Michael; *Military Obligation in Mediaeval England* (Oxford, 1962), (特に *Distraint of Knighthood* に詳しいが、また Henry II 以後の *Militia* の発展について優れた研究でもある)。Hollister, C.W.; *The Military Organization of Norman England*. (Oxford, 1965) (ノルマン征服以後の軍制一般) などがある。

## 13世紀イングランド軍制史上の一史料

られていた。1327年には、Stanhope Park の戦のためには、封建徴収軍が召集されているが、その後、選抜された国王直属封臣を封建軍役に基いて徴収する試みが行われた (1332年のアイルランド出兵、1333年のスコットランド出兵) が、充分の結果を得ることはなかった。1385年のスコットランド出兵に当っては、一般的に封建軍の召集が行われたが、この封建軍役の発動は、国王の権威の確認を旨とする名目的なものに過ぎず、現実の軍隊は、最高指令官であるランカスター侯以下、全てが俸給の支払いを得ていたという意味では完全に傭兵であった。この戦争の後に開かれた議会では、国王 (Richard II) は、軍役代納金 (scutage) 徴収を断念した。この1385年の封建軍召集は最後のものではあったし、また、その直後の軍役代納金の廃止とあわせて考える時、ここに軍制としての封建制度の著しい後退を考えざるを得ない。(詳しくは、史学40巻4号、拙稿、「所謂 Bastard Feudalism について」を見られたい。)

このような軍隊の上層部は、口頭又は書面による契約によって保証された俸給を受けるナイト層以上の人々から構成されていた。例えば、1341年のブルターニュへの遠征軍の Captain であった Edward Montagu は、40日間ブルターニュに、6人の騎士、12人の *homines ad arma*, 12人の *homines armati*, 12人の弓兵を伴って出征し、この間の俸給として76パウンドを得ている。このように、Captain は単に自己自身のみならず、所定の兵力を携えて出征する義務を負った訳である。これらの高級指揮官に伴う中核部分は、大部分は恐らく、高級指揮官の Household のメンバーか、或はこのような高級指揮官との間に生涯の契約を結んだ Retainers であったと思われるが、また、高級貴族がナイト層のものに、更に一定数の兵員の差出しを請負わせる Sub-Contract も行われたものようである。しかし、一般の兵員 (特に騎士を中心とする戦法から、歩兵戦に移行するに従って、一般自由民出身の弓兵の重要性が増して来た) は、アングロ・サクソン伝来の州・郡・特権都市より徴募せられる、民兵制度によるものであった。13世紀のこの民兵制の在り方を理解する上で、相当重要な史料が、ここに取上げた Inquest of Military Service of 1288, Cheshire である。

### II

ここにこの文書そのものを考察する前に、中世イングランドに於けるチェシャー (Cheshire) の位置を簡単に顧みておく必要がある。というのは、一般の教科書的な記述によれば、イングランド西北部にあって、西にはウェールズ (Wales) と境を接するチェシャーは、同じく北部イングランドに存したダラム (Durham) や、中世後期に同じく北部イングランドに形成されたランカスター侯領 (Duchy of Lancaster) と並んで、所謂 Palatinate を形成し、その地を保有する諸侯は、一円的な地域を保有すると共に、大陸の所謂 "Principality" に酷似する。イングランドの中世の一法学者の言を借りれば「国王の令状はそこには及ばない」という言葉に集約されるような、半ば国王

注(3) McKisack, May; *The Fourteenth Century*. p. 234-p. 242.

権力に均しい権限を与えられ、謂わば、imperium in imperio と考えられているからである。<sup>(4)</sup>

周知のように、Palatinate of Durham については、G. T. Lapsley の研究 (The County Palatinate of Durham, Camb. (Mass.) (1900), また Duchy of Lancaster については、R. Somerville の研究 (Duchy of Lancaster, vol. I. London, 1953) の如き、近代歴史学の方法に則った優れた総括的な研究に恵まれているのに比べると、Cheshire については、幾多の特殊な問題が優れた学者達の関心と注目を惹いてはいても、綜観的な研究は極めて乏しい。私見の及ぶ限りでは、僅かに Geoffrey Barraclough が Transactions of Historic Society of Lancashire and Cheshire, vol. 103 (1951) に発表した 'The Earldom and County Palatinate of Cheshire' を見るに過ぎない。従って、論題そのものとは直接的には関係がないことを恐れるが、先ず最初に、主として Barraclough の研究に従いつつ、13世紀末頃までのチェシャーの位置そのものを概観して置くことは、我々に必要であろうと思われる。

チェシャーは、ノルマン征服後のイングランドに形成された封建社会の所産であり、またノルマン征服の所産であった。勿論、ノルマン征服以前のチェシャー地方は、マーシャ王国 (後にはアール区) の一部分ではあり、980年、一つの地方としてアングロ・サクソン年代記 (Anglo-Saxon Chronicle p. 234.) に記載され、かつ11世紀には、所謂 County Hidage にも独自性をもつ地区として現われている。しかしこれは、旧デーン人占領地域がアルフレド (Alfred) 以後エドガー (Edgar) に至るまでの間に、漸次イングランド人の支配下に取戻されるに従って、主として行政上の目的のために編成された人為的な組織であって、人種的・文化的に深い根拠をもつ南部イングランドの後の諸州、即ち、ケント (Kent)、エセクス (Essex) 等とは根本的に異なる。この点を明らかにするには、その種族的構成に一瞥を加えて見よう。G. Barraclough の<sup>(5)</sup> F. T. Wainwright の研究によれば、チェシャーは、種族的には、アングロ・サクソン系、ノルウェー系、デーン系の混在する上層部がケルト系の下層部分の上に存在していた。この種族構成そのものは、後にチェシャーの歴史に重要な役割を果してはいるが、この面からのチェシャーの統一性を云々することは出来ない。次にこれまで対ウェールズ関係がチェシャーの統一を促進したという考え方もあるが、これに対しても検討を加えて置こう。ウェールズとこの地方とは、史上しばしば、連合の動きを示している。例えば1070年にチェシャー地方がウェールズと協同してノルマン王朝に反抗しなかったのには、ウィリアム1世の強力な圧力があつたことが想起されるべきであろう。<sup>(6)</sup> 要するに、雑多な諸要素を統合して1箇のチェシャーを独自性をもつものとして形成して行つたのは、ノルマン王朝と、ノルマン王朝の推したノルマン系貴族のヒュー・オブ・アブランシュ (Hugh de Avranches) の一族の強

注(4) Mitteis, Heinrich; Der Staat des hohen Mittelalters (Weimar, 1944<sup>2</sup>). p. 239, 278, 451, 496. Bloch, Marc; La société féodale. Vol. II (1940) p. 228.

(5) Barraclough, G; The Earldom and County Palatine of Chester. p. 8 に引用されている Wainwright, F. T.; の説。又, Stenton, F. M.; Anglo-Saxon England (Oxford Hist. of England. Vol. II) (Oxford, 1943<sup>2</sup>) (p. 292) は、初期には、チェシャーが地域的統一をもっていなかったとしている。

(6) Stenton, F. M.; Anglo-Saxon England. p. 595

力な施政であった。従ってこの意味でのチェシャーの Palatinate の歴史は、1071年に始まると言つてよい。この形成は、ウィリアム1世の「当初からのイングランド統治計画の一部」ではなく、<sup>(7)</sup> 1069年の北方のマーシャの貴族の叛乱に由因するものである。このために、Shrewsbury に Roger of Montgomery の下に、一つの侯領が設定せられると共に、チェシャーは、フランドル系の貴族である Ghesbord に任せられた。しかし彼はこの北方の領土にあまり関心をもつことなく、大陸に帰還し、彼の甥でアブランシュの vicomte であるヒューが代ってチェスター伯となった。

1086年の Domesday Book の記載によれば、ヒューの所領は、イングランド諸侯の第1級に位していたが、その所領経営は、他の大 Honour 領主のそれと本質的に相違するものではなかったようである。勿論、相当広般な権限が与えられてはいるが、これは当時、比較的辺境にあって治安の不安定な他の地域にも広く見られることで、これをもってチェスター伯が、他の大諸侯と質的に別箇のものとするには出来ないようである。伯に対して責任をもつ Sheriff や Justice の存在も、当時に於ては決して例外ではなかったし、又、州内に国王直領地が存在しないことも事実であるが、これも単にチェシャーのみならず、シュロプシャー (Shropshire)、ヘリファードシャー (Herefordshire) にも見られる所であった。<sup>(8)</sup> 要するに、チェシャーの特殊的地位は、初めから国王によって賦与されたものではなく、時代の経過と共に形成されたと考えらるべきであろう。

先ず第一に注目すべきは、ヒュー・オブ・アブランシュ並びにその後継者達が、1170年までの時期の内乱や騒乱に当って、常に選択を誤らず勝利者の側に味方したという事実である。その顕著な例は、ヒューは、ウィリアム・ルフス (William Rufus) とロベール・クールトゥーズ (Robert Curthose) との対立に際しては、ウィリアム・ルフスの側に、またアンジュー家のヘンリーとステイーヴン王との対立に際しては、チェシャー伯ラヌルフ2世 (Ranulf II) は、ヘンリーに味方しているが如きである。モンゴメリー家、フィズ・オスボーン家の如き、征服以来の名家が、これらの動乱の過程に姿を消して行つたのとは正に対照的であった。

第二に注目すべきは、強大な領主であるチェスター侯の勢力の基盤である。ステイーヴン治下に、当時のチェスター伯ラヌルフ2世は、全イングランドの約3分の1を領有していたと伝えているし、又別の記録によれば、彼は、シュロプシャー及び他の2州以外の全ての州に領地を保有していると言っている。更に、12世紀を通じて、チェスター伯の関心はイングランドよりノルマンディーにあり、かつ時間的にもより多くをノルマンディーに送っていた。かつイングランドのみに注意を限定するとしても、チェシャーがその勢力の基盤として重要であったとは考えられない。第一にチェシャーは人口も比較的稀薄であった。従って、物的な基礎としての価値は多くはなかった。Domesday

注(7) Stenton, 前掲書 p. 614-617.

(8) Stenton; Anglo-Saxon England. p. 591, 602. id.; The First Century of English Feudalism. (Oxford, 1954<sup>2</sup>). p. 226. p. 66-67. Tait, J; The Domesday Survey of Cheshire (Chetham Society, New Series. Vol. LXXV. (1916) p. 30.

Book に於ては、チェシャーからの収入は200ポンド余りであったのに、他の地方からの収入は700ポンドを越えていたし、また、チェスター伯の軍事力の点から見ても、チェスター自体は80騎士封しかなく、彼の軍事力の3分の2はチェスター以外から得られていた<sup>(9)</sup>のである。

第三に、チェスター伯の政治活動もチェシャーを中心とはしていない。先ず、ウェールズ戦の基地としてチェシャーが考えられ、チェスター伯がこの方面に活躍したのは、初期に於ては、1088年から1101年までの時期に過ぎない。自己の勢力の拡大を図ったラヌルフ2世(1129年に伯を継承)にしても、彼の主たる関心は、ウェールズを侵してチェシャーを拡大するよりは、イングランド諸地域の所領の拡大を、場合によってはウェールズの援助によっても実現するにあり、対ウェールズ防衛に重要な国境の Mold, Rhuddlam の2城の喪失をも黙認さしている。一方、ヘンリー2世は、チェスター伯の勢力拡大を阻止するために、ウェールズの諸侯と提携さしている。その後、チェスター伯ラヌルフ・ブランドヴィル(Ranulf Blundeville)の時代には、特に1204年のノルマンディー喪失後は、チェスター伯とウェールズとの提携が見られ、彼は、当時のイングランドの政治に於て、極めて有力な力となっている。この場合、彼の勢力の基礎は、チェシャーよりも中部イングランドにあった。彼は1215年には、国王ジョンより、レスター(Leicester)の Honour を、1216年にはランカスター(Lancaster)の Honour を得ている。まことに、Sir Maurice Powicke の言うように、彼は、チェスターに依存するよりは、「官職に官職を重ね、所領に所領を集め、南方はスタッフォードシャー(Staffordshire)・レスターシャー(Leicestershire)、東方はリンカーン海岸にまで及ぶ勢力を築いた<sup>(10)</sup>のである。

従って、チェシャーは、20有余に及ぶ諸州に広がるチェスター伯領の一部であったのであり、チェスター伯が強大な力をもったのは、この広大な所領に由因する所大であったと言うことも出来よう。そしてチェシャーの特殊的地位、換言すれば、他の大諸侯の所領とは異った独自の地位への進化は、漸次的に行われていったと考えたい。この点で重要な意味をもつのは、ヘンリー2世の時代であろう。ヘンリー2世の司法改革の性格並びにその封建的諸特権との関聯については、改めて考察を試みる必要があるが、事実として、ヘンリー2世以来、次第に Honour が解体し、封建諸侯の享受して来た封建的特権の実体喪失が進行したことは否定し得ない。ダラム伯及びチェスター伯が、他の大諸侯領と著しく異なる性格をもつようになって行くのは、この過程の進行につれてであった。即ち、国王が王権の至上性を主張し明確化して行くに伴い、ダラムについて、Lapsley の述べた言葉を借用すれば、チェスター伯も、「王権より以下ではあるがそれに均しい程の権力を」自己のものとして確立して行くのである。例えば、ヘンリー2世の軍役徴収の独占権の主張に随伴して、伯の伯領内からの同種の権利の確立が要求せられ、また一般に王権に対して不入権の要求が試みられる。例えば、1215年の Magna Carta の公布につづいて、チェシャー内の伯対伯の封臣間の関係を

注(9) Barraclough, G; The Earldom and County Palatine of Cheshire. p. 12.

(10) Barraclough, G; 前掲書 p. 14-16.

規定する所謂「Magna Carta of Cheshire」が公にされていること、12世紀末年に Domesday Roll of Cheshire が編纂されていること、リチャード1世(Richard I)並びにジョン王治下の中央官庁の発展に伴って、チェシャー内部の行政機構の形成が著しく進むことなどは、上述した所を例示するものであろう。この進化は特にチェスター伯ラヌルフ・ブランドヴィルの許に進んだ。こうした著しい伯権力の強化が過去の基礎なくして行われたのではない。チェシャー内の諸侯がチェスター伯に対してしか軍役義務を負わないことを明確に規定した最初の文書は、1216年の Magna Carta of Cheshire (第14条)であるが、しかし、事実上、1166年の Inquest に於ても、1212年の Inquest に於ても、チェシャーは国王の召集を受けていない。このような事実上の特恵的な取扱いは他の分野にも見られる。これらの諸特恵を権利として確立し、それぞれの権利を一つのものに統合して、他の大諸侯の享有するところとは、謂わば質的に異なるものに纏めたのは、ラヌルフ・ブランドヴィルの時代であった。そしてジョン王の治世頃より、チェシャーについて、Palatinate (Comitatus Palatii) なる言葉が用いられ、また、周知のように、ブラクトンは、Palatinate の定義をチェシャーを念頭に<sup>(11)</sup>して行っている。しかしこの言葉が公式文書に用いられている最初の例は、1297年、(ダラムの初例より4年後)であった。厳格な意味でのこの Palatinate の確立は従って13世紀後半と考えるべきであらう。<sup>(12)</sup>

しかしラヌルフ・ブランドヴィルが著しい政治的勢力をもったことは、やがて、その死後、チェシャーを王権の許に統合することをヘンリー3世に決意せしめるに至ったもののようで、1237年から1241年までの複雑な事情を経て、チェシャーの Palatinate は王権に吸収された。しかしチェシャーは、その古来の特権を維持することになる。またエドワード1世によってウェールズ征服の企図が本格的に推進せられると、ウェールズ境界にあるチェシャーの軍事的意義は極めて重要となった。本論文の主題として取上げた Inquest of Military Service, 1288 の背景はここにある。<sup>(14)</sup>

## III

さて、拙稿の主題そのものである Inquest of Military Service, 1288. Cheshire の説明に移ろう。<sup>(15)</sup>チェシャーに関する軍役関係の史料は、初期の Charters を除き、大部分が13世紀のものであった。

注(11) Barraclough, G; 前掲書 p. 17.

(12) Bracton's Note-Book (ed. F.W. Maitland) 1227. 1273. 尚、Bracton の De Legibus et Consuetudinibus Angliae (f. 122b) に於ての定義は、特にチェシャーに触れていない。

(13) Tout, M; 'Comitatus Pallacii' (Eng. Hist. Review. Vol. XXXV. (1920). p. 418-9. Lapsley, G. T; The County Palatine of Durham. (Camb. (Mass.). 1920). p. 28.

(14) Barraclough, G; The Earldom and County Palatine of Chester. p. 20.

(15) Stewart-Brown, R; Calendar of County Court, City Court and Eyre Rolls of Cheshire, 1259-1297. with An Inquest of Military Service, 1288. (Chetham Society, New Series, lxxxiv. (1925). の p. 109-116 に原文並びに註解・訳文を載せている。



その第1は Magna Carta of Cheshire である。<sup>(16)</sup>これは、先述したように、チェスター伯のその封臣に対する、またその下屬封臣に対する軍役勤務の性質・範囲についての記述を含んでいる。第2は1252年の Feudatory (Red Book of Exchequer. Vol. I. p. 184.) で、これは、チェスター伯から保有する封の保有者と封数の表であり、第3は、1277-8年の Justiciar of Chester の作成した Scutage の表である。この Scutage は、同年の対ウェールズ戦に軍役勤務を行わなかった全てのチェンチャーの(既にこの時は、チェンチャー伯は国王であった)国王直屬封臣に支払い義務が課されていた。第4は、ここに取上げた Inquest of Military Service, 1288 であり、第5は1300年頃のチェンチャーの国王直屬封臣のリストである。<sup>(17)</sup>(本文末尾に付したのは、この第2、第3、第4の史料を図表にまとめたものである。)

先ず、1216年の Magna Carta of Cheshire を見ると、軍役勤務についての相当重要な条項が見受けられる。その幾つかについて若干の考察を加えて行きたい。

『各バロンは、戦争の場合必要ある時には、彼が保有するだけの数の騎士封の勤務を完全に行うべきものである。』

この条項は、Magna Carta 第16条の「何人も、騎士封又は自由土地保有について、その故に当然負うべき以上の勤務を提供するよう強制されることはないものとする」とするのと同じ原理を表現したものであって、要するに、封臣の軍役勤務が封の対価であるとの双務性原理の表現に他ならない。但し、この封臣の負う軍役の内容については、Magna Carta にも、Magna Carta of Cheshire にも規定がない。

『バロンの騎士もしくは自由土地保有者は coats of mail もしくは軽甲冑をもつべきである。』

この規定は、騎士封保有者に課せられる重装軍備、単なる自由土地保有者に課せられる軽装軍備の要件を示すものであって、1230年の Ordinance of Arms にある、1騎士封保有者には Coats of Mail の、1/2 騎士封もしくはそれ以下の土地の保有者には Haubergel の所持を規定しているのと類似している点に注目すべきであろう。

『(チェスター) 伯のバロン (= 直屬封臣) がチェンチャー内に於て行う負担重い勤務 (grave servitium) の故に、(チェスター伯の) バロンたるものは何人も、彼等自身の好意と余の費用に於て以外は、ライム川 (the Lyme) 彼岸に於て余に対する勤務を行わないものとする。余にチェスターの城塞守備勤務の義務を負うイングランドからの (= チェスター伯のチェンチャー以外のイングランドの所領を封として保有する) 余の騎士が召集せられ、この勤務を行うために来てかつ敵の攻撃が迫らず、必要がない場合には、余のバロンは家に帰り平和に休息してよろしい。もしチェンチャーの

注(16) Tait, J; Chartulary of St. Werburgh, Chester, p. 109 以下にあり。尚、この Magna Carta of Cheshire (正式には、Carta Communis Cestriririe) については、機会を改めて、別稿にて論ずる。

(17) Stewart-Brown, R; 前掲書, p. xlv. 尚、彼は後に、Cheshire in the Pipe Rolls (Lancashire and Cheshire Record Society, Vol. XCII. (1938) に於て新史料を発見した。これに基く若干の補正と、Stewart-Brown の見解 (Calendar……に於ける) (特に、Five-Hides Theory) に対する批判が Tait によって試みられている。'The Knight-Service in Cheshire.' (Eng. Hist. Review. Vol. lvii (1942). p. 439-59.)

余の土地に対する攻撃が切迫もしくは、城塞が包囲せられる場合には、余のバロン達は、余の召集に応じて、彼等の全兵力をもって来り、全力を挙げて攻撃を撃退すべきものとする。この攻撃が撃退せられた後に於ては、バロン達は彼等の全兵力を伴って、彼等の所領に帰還し、イングランドからの騎士が城塞守備勤務を行い、彼等の必要ない限り、彼等は平和に休息してよろしい。但し、彼等の余に負う他の諸勤務を留保して。』

この条項は、極めて重要である。即ち、チェスター伯のチェンチャーのバロンの負う軍役勤務と、チェスター伯からチェンチャー以外の土地を保有する彼の他の封臣の負う軍役勤務との相違を明確にしているからである。引用した条文そのものによっても明瞭ではあるが、念のために要約すれば、次のようになろう。即ち、チェンチャーのバロンはチェンチャー内 (ここでは東境としてライムが明示されているのみであるが、別の所では、西境としてクロイド (the Cloyd) が挙げられている。) での軍役勤務の重要性に鑑み、チェスター伯の費用で、かつ任意に提供せられる場合を除き、チェンチャー以外での軍役提供を免除していること、更に、チェスターの城塞守備勤務は、チェスター以外の地に封士を有するチェスター伯の封臣によって行われるべきことを明記している。さて Farrer の研究によれば、チェスター伯の騎士封保有者の総数は約 250 人、<sup>(18)</sup> その内、チェンチャー内部に封を保有するものの数は、約 80 人であるから、チェンチャー以外の封の保有者は約 170 人となる。辺境の地であるチェンチャーが、その地の封保有者に、その防備の任務を委ね、城塞勤務は、他の地方の封保有者に託したことの一つの理由は、この両者の人数の差にもあったであろう。尚、最後の条項は、チェンチャーのバロンも他の封臣も、共に軍役勤務以外の封建的付帯義務には服することを規定したものと解される。<sup>(19)</sup>

以上は、Magna Carta of Cheshire の軍役勤務に関する規定のうち、注目に値するものについて略述したのであるが、先に述べたように、この Magna Carta of Cheshire に於ては、軍役の内容そのものは明確にはされていない。この点についての明細な規定を示す最良の史料が、Inquest of Military Service 1288 である。この本文並びに試訳は、本稿末尾に載せておくので参照を願いたい。<sup>(20)</sup>その内容について以下に考察を加えたい。

先ず第1には、第2項に「Lord Hamon de Mottrun は、チェンチャーの Magna Carta の規定の内容に従って義務を遂行する上記の封の内部に forinsec land を保有する全ての彼の歩兵と共に、戦時には、チェンチャー内で各封毎に1頭の武装した馬、もしくは、2頭の武装せざる馬を見出すことによって、国王直屬に於て5騎士封を保有する」という規定が前文に続く第1条にあり、第2条以下の通常の軍役の内容は、例えば、第2条に「Lord Hugh de Dutton は、上述の方法で2人の歩兵を見出すことにより、Nesse に1/4 騎士封を保有する」とあるよう全体 (特記なきもの) を規定するものと考えられる。この規定から考えると、完全武装した馬とはそのような馬とそれに乗るべ

注(18) Farrer, W; Honour and Knight's Fee, (London, 1923-4, Manchester, 1925) Vol. II. p. 8.

(19) Stewart-Brown, R; Calendar, p. liv.

(20) Stewart-Brown, R; Calendar, p. liv.

き人員、武装しない馬とはそのような馬とそれを利用する兵員とを、夫々意味したものであろうから、1騎士封の軍役負担は、1人の騎士と完全武装した馬1頭あるいは、2人の軽装武装の兵士+当該封内に forinsic land を保有する歩兵ということになるであろう。ただ、Stewart-Brown などの推測する所によれば、13世紀後半以降、騎兵よりも、馬匹そのものの意義が増大したために、現実の負担は馬匹の提供であったと言われている。

さて、もう1つ問題とすべき点は、「当該封地内に forinsic land」を保有する人々の負う軍役の規定の存することであろう。この forinsic とは intrinsic に対比される言葉であって、ある封主が、騎士勤務の一部であれ、あるいは地代であれ、なんらかの勤務提供を土地譲与の場合の契約に定めている時は、かかる勤務は intrinsic service と称せられるのに対して、勤務提供が土地譲与の条件となっていない場合には、その勤務は forinsic service と呼ばれる。<sup>(21)</sup>ここでは、ある土地の保有者への歩兵勤務が、当該土地保有について封主との間に締結した契約の対象になっていないでその土地そのものを保有するために上級封主に対して提供義務がある場合、その土地を forinsic land と称するのである。従って、かかる土地に課せられた歩兵勤務は、本質的には、非封建的なものと看做し得るであろう。

次に考察すべきは、「Urian de St. Pierre と Griffin の子 Rotheric とは、Maclisfeld と Wyrhale のハンドレッドを除く、チェシャーの全 Serjeanty of the Peace を、夫々12人の徒歩の Serjeants を見付けることによって、保有する。上記の12人の徒歩の Serjeant の内、1人は冬半年間 forinsic land 上で馬糧を得るものとする。また Serjeant of the Peace は平和を維持し、チェシャー内には彼等自身の費用で、国王の徴募に応ずべきであるが、デー川を越えるか、或は、チェシャー外に出る時には、国王の費用となる」(49条)という規定と、それに続いて「(夫々)8人の(徒歩の) Serjeants」を提供しなければならなかった Maclisfeld, Leek, Densington の the Serjeant of the Peace の規定であり、また、Fordsham, Maclisfeld, Northwich, Middewich のチェスター伯(=即ち国王)の Demesne Borough が、前2者が、夫々8人、後者二つが夫々12人の徒歩の歩兵を提供すべきこと(36条-39条)の規定であり、Northerton の保有者(34条)と Fordsham の橋梁番(35条)とは、夫々1人の軽装騎兵提供の義務があり、Maclesfeld の自由身分の8人の森林役人と Wirran の森林役人は、戦時下には、武力を以て、森林番役を行うことを免ぜられ、弓・矢を以て武装して従軍すべき義務のあったことが見出される。これらの諸条項の内、Borough に関する諸条項を除外して一応考えると、これらの土地保有の諸条件が所謂 serjeanty 保有であったことが注目されなければならない。<sup>(22)</sup>

注(21) Poole, Austin Lane; Obligations of Society in the XII and XIII Centuries. (Oxford, 1946). p. 5.

(22) Stewart-Brown, R.; Calendar. p. lvii.

## IV

周知のように、中世の世俗の自由身分の土地保有形態は、(1) 騎士勤務義務を伴う所謂「騎士封」(Knight's Fee)、(2) Rent 支払い義務による Socage 保有と、(3) 両者の中間に雑多な勤務提供を義務とする所謂 Serjeanty とが存する。前2者については、ここでは、一応論考から除外して、第3の Serjeanty について少しく考察を加えて見たい。

一般に Serjeant とは、鷹匠、森林番、その他の宮廷の雑役人に対する給与支払いの方法として、貨幣流通が極めて貧弱でありかつ土地が豊富であった時代に、行われたものと解されている。事実、ヘンリー3世の治世にデヴォンシャー (Devonshire) の Robert Bussel の所領が、Socage なるか Serjeanty なるかの判定が、Exchequer に於て不能であったことを示す文書もあり、一面に於ては、<sup>(23)</sup>比較的社会的に低い勤務提供を条件とする土地保有と考えられるが、その内には、騎士と区別し難い義務を負う Serjeant も存在した。その一例として Peterborough 修道院の Liber Niger (1125年から1128年の間につくられた所領明細帳) に附載されている Descriptio Militum de Abbatio de Burgo からの一例を Poole の指摘に従って引用して置きたい。即ち、修道院長 Thorold (1098年没) は、Vivian なる者に、Oudle に 1/6 Hide, Warmington に 1/4 Hide の土地を与えた (Serjeanty として) が、彼は、2頭の馬と彼自身の武器とをもって出陣する義務を負っていた。即ち、最も簡明には、A. L. Poole の Obligations of Society in the XII and XIII Centuries (Oxford, 1946) (特に第4章 Serjeant (p. 57-76)) によって知られるように、Serjeanty 保有の義務内容は、極めて雑多な要素からなるものであった。<sup>(25)</sup>この Serjeanty の唯一の詳細な研究は、Elizabeth Kimball の Serjeant Tenure in Medieval England (New Haven, 1936) であろう。この研究によれば、この雑多な要素を含む保有のカテゴリーは、古い種々の勤務による保有を一括するために12世紀末頃に国王の官吏によって設定されたものとされているが、<sup>(26)</sup>事実上、ノルマン朝時代に、この種の保有は事実としては存在していたのであろう。例えば、ノルマン人 Ribout なる者が、国王ウィリアム1世の命によって、Mont-Greffier の封を Richard なる者に与えたことを記す証書が存在する。<sup>(27)</sup>この Richard は、イングランドもしくはノルマンディーで1ヶ月間1頭の馬を伴って仕え、復活祭のローソクを提供する等の義務をもっていた。おそらく Richard は軽装騎兵として勤務したもののようである。

注(23) Poole, Austin Lane; Obligations of Society in the XII and XIII Centuries. p. 57-59.

(24) Chronicon Petrobrugense (Camden Society, xlvii, 1849.) p. 175. 同書末尾に、Peterborough Abbey の軍務を記した記録が附載されている。これが Descriptio Militum de Abbatio de Burgo で、本例はその最後にある。

(25) Poole, Austin Lane; Obligations of Society in XII and XIII Centuries, p. 57.

(26) Kimball, Serjeantry Tenure in Mediaeval England (New Haven, 1936). p. 7-9.

(27) Poole, 前掲書 p. 61-65.

又、ヘンリー1世(或はヘンリー2世とも考えられる)が Herefordshire, Bridston の Wilton を、ウェールズ戦に際して、2人の軽装騎兵差出しの義務によって、Hugh de Longchamps に与えている証書にも、Serjeant 保有と軍務との結び付きが見られる。Serjeanty は勤務提供を条件とする土地保有であり、その保有条件が、公的義務であるよりは、個々の私的契約であるという点で、全く封建的であると言えよう。従って、この保有はノルマン朝によってもたらされた保有制と考えることも出来る。しかし、その背後には、古来のアングロ・サクソンの伝統が隠されていることもまた見逃すべきではないであろう。このことは特に軍務については強調して置く必要があるものとする。Kimball も指摘しているように、後に、民兵隊が、若干の地方では、Serjeanty 保有の指揮者に指揮されていることは、このアングロ・サクソン時代の fyrd 制に由来する「民兵」制が、Serjeanty 保有と結合したものと<sup>(28)</sup>も考えられる。特に、このような制度は、辺境地方の場合に特によく認められる。やや趣を異にするかもしれないが、R. Stewart-Brown が、詳細に研究している、Serjeant of the Peace なる制度が、単にチェシャーのみならず、ランカシャー、ウェストモアランド、シェロプシャーに見られることは、注目に<sup>(29)</sup>値する。この The Serjeants of the Peace とは、Serjeant であって、チェシャー内の治安の維持に当る役であった。州全体の治安維持に当る Magisterialis serjeantia pacis は、ある意味では、後の the Justice of the Peace の祖型とも見られ、チェシャーに於ては、Domesday of Chester によれば、最初のこの役についていたのは Robert fitz Hugh で、その後彼の子孫に<sup>(30)</sup>伝えられている。この下に12人の州の Serjeants of the Peace があつたことが判る。これは、伯の Serjeant が一種の警察権を行使し、この故に治安維持に関係ある「民兵組織」と関連をもっていたことを現わすものと言ふことが出来よう。

従って Paul Vinogradoff が、Serjeanty について、「ウェールズに対する遠征の場合に、また城塞の防備のために、短期の強制的軍役を課し、この短期の所定期間終了後は、国王の費用で彼等をそのままとどめるとするのが一般のやり方であった。この方法によって備兵制に向つてのイングランドの Men-at-Arms の貴重な枠が用意された。……封建時代のこれらの多くの事例は、征服以前の諸起原に溯るものと考えてよいだろう。ともかく、この軍役は、正規騎士勤務とは異なるものである。」<sup>(31)</sup>と言っているのは、今なお示唆する所が大きい。

## V

ノルマン征服に伴つて、騎士軍役義務を代償とする土地保有制がイングランドに導入せられ、イ

注(28) Kimball, 前掲書 p. 75.

(29) Stewart-Brown, R; The Serjeants of the Peace in Mediaeval England and Wales (Manchester, 1936).

(30) Stewart-Brown, R; The Serjeants. p. 3-11.

(31) Vinogradoff, Paul; The English Society in the XIth Century. (Oxford, 1908) p. 16-17.

ングランド軍制の封建化が行われたことは周知の所であるが、この封建軍と並んで、多くの非封建的な軍事制度がイングランドに見られることもまた事実である。特に局地的防衛に当つて、旧来の fyrd 制が活用せられた諸例が存することは、最近多くの学者の指摘する所である。<sup>(32)</sup>

この fyrd 制そのものの組織ではないとしても、その遺構とも見得べき要素が、封建軍制そのものの内に混在している適例を、我々は、Peterborough 修道院の所領明細帳である Liber Niger のなかに見ることが出来る。問題の史料は、その末尾に附された Hec est Descriptio Militum de Abbatia de Burgo なる文書で、本文書は、Peterborough 修道院の騎士封を各封の提供すべき騎士、各封の Hide 又は Carucate の正確な数を記すと共に、騎士以外の軍役をも詳細に記載している点で極めて重要である。今その一例として、修道院長 Thorold (1098年没) が、Vivian なるものに、Oundle に 1/6 Hide, Warmington に 1/4 Hide の土地を Serjeanty として与えたが、彼は騎士として出陣する義務を負っているのが見られる。更に、この文書は、多数の自由農民が、騎士と共に出征したことを示している。この数は76人にのぼるが、その内、特に詳細に記述のある Walton, Warrington, Pilsgate, Irthlingborough (以上 Northamptonshire); Elton (Huntingdonshire) の(騎士以下の)自由身分の人々(Socman)は全て従軍の義務をもつていて、その合計は64人に当る。これは、自由身分の人々に一般義務として課せられた fyrd 制の残存として<sup>(33)</sup>考えることが出来よう。

## VI

この文書とチェシャーの Magna Carta of Cheshire 並びに Inquest of Military Service, 1288 とを比較すると、後二者に於ては、単にチェシャー伯から直接軍役義務付きの封を保有しない下屬封臣の軍役があり、特に Magna Carta of Cheshire の「全てのバロン(チェシャー伯の直屬封臣)は、戦時中に必要の生じた場合には、封の数だけの騎士を完全に提供し、また彼等の騎士(バロンの封臣)と他自由土地保有者は、鎖かたびらあるいは胴着(hanbergella)を用意し、もし騎士でなくとも、体をもつて封を守るべきものとする」との規定や、forinsic land に対する歩兵義務の如き、又、Serjeanty 保有に対する軍役など、一層非封建的もしくは国民軍の性格が濃厚に現われていると<sup>(34)</sup>言つてよい。これは、社会的変化のおくれた後進的な北部辺境地方に古い制度が残存したものとしても考えられよう。

注(32) アングロ・サクソン末期の軍制としては、Michael Powicke は、国王の Thegns を中心として形成された騎兵部隊を中核に、Earls や国王の Reeves の Thegn その他によって形成された Fyrd と、地方防衛のための地方的 Militia とがあつたとしている。この両者は全く無関係ではなく、Fyrd の中心をなす 5 Hide 保有自由民は、局地的 fyrd の指揮者層をなしていたと考えている (Military Organization, p. 1-25)。この区別は C.W. Hollister の Great Fyrd と Select Fyrd との区別に大体相当する (Hollister; Military Obligation, p. 216)。なお、民兵の活動の実例については、Hollister; Military Organization of Norman England, p. 223-232 を見られたい。

(33) Hollister; Military Organization, p. 235-239.

(34) Hollister; Military Organization, p. 243.

しかし一方では、ノルマン征服以来、13世紀末までの軍制の変化、またその背後にある社会的諸変化についても、考察して見る必要がある。

「民兵」制そのものが、アングロ・サクソン時代以来伝えられたものとしても、これが中央政府によって本格的に取上げられたのは Henry II の治世に始まると言ってもよい。即ち、1181年に、彼は有名な Assize of Arms を発し、騎士、及び他の自由人の携行すべき武器を財産に応じて定めている。それによると (1) 全て騎士封を有する者は、鎖かたびら、冑、楯、槍を備えるべきこと、(2) 16 マルクの動産または Rent を有する全自由人は、騎士と同じ武装を備えるべきこと、(3) 10 マルクの動産または Rent を有するものは、hauberk、鉄帽、槍を備えるべきこと、又、(4) 市民、全自由民は wambais (一種の防具)、鉄帽、槍を備えるべきこととある。これは、騎士軍隊を補強すべき、16 マルク、10 マルクの収入ある人々の構成する部隊と、むしろ局地的防衛もしくは治安の維持に当るべき他の自由人とを区別し、かつ、全国的規模に於て一種の軍務を課したものである。この自由民一般に軍務を課することが、特に財産・収入を基準として段階付けられていることは、特に注目されよう。特に、武装の進歩に伴い、騎士の軍装費は著しく高価となる一方、騎士封の分化も進行して行った。この結果として、騎士たる身分を保有しつつも現実には騎士とはならない者もやがて生れて来たものと思われる一方、現実には、1 騎士封を保有しなくとも、騎士たるに価する経済的実力を有する者も生じて来た。これは、完全武装の騎士の漸次的減少と、それを補うものとして、武装せざる馬に乗る軽騎士と、歩兵という3種の混成部隊へと漸次進化が行われつつあったことを考えさせる。<sup>(35)</sup>

さて、再び Inquest of Military Service. 1288 を見るに、第1条に「1 騎士封につき1頭の完全武装の馬もしくは、2頭の武装していない馬を提供すべき」ことを定めているのは、恐らく、当時、チェシャーに於ても、バロンが完全武装の騎士を見出すことが次第に困難となって来つつあったことを示すものと見てよいであろう。Magna Carta of Cheshire では、チェシャーに於ける軍務が、騎士とより軽武装の自由人 (libere tenentes) との2つのカテゴリーに分けられているのに反して、前記の Inquest of Military Service. 1288 に於ては、騎士、軽装騎士及び歩兵とからなることが明らかにされていることは、即ち、騎士もしくは軽騎士たるべきもの以外に、自由人として出陣する者に、明言的に pedites (歩兵) なる文字を用いていることは、注目に値しよう。<sup>(36)</sup>

このように、新しい兵制への基礎に、ある意味では、古いアングロ・サクソン伝統の民兵制の遺構があり、これが Serjeanty 保有という雑多な保有形態のもとにかくされて、次の新体制へ移行されて行ったと思われる。このことをよく示すのが、この文書であるように考えられる。

注(35) Powicke, M; Military Organization in Mediaeval England. 特に、第2章「Reconstruction of Military Duty.」、第3章「Knight Service and Knighthood under Henry III.」、第4章「Henry III and Jurati ad Arma」、第5章「Edward I. Foundations for a New Army」参照。

(36) Tait, James; "Knight-Service in Cheshire" (Eng. Hist. Review. lvii (1942)) p. 445.

## 附録(1)

## INQUEST OF SERVICE

DUE TO THE KING FROM THE COUNTY OF CHESTER IN TIME OF WAR  
IN WALES, 11 MAY, 1288.

Inquisitio apud Cestriam die Martis proxima post Ascensionem Domini anno regni regis Edwardi XVI. coram domino Reginaldo de Crey tunc justiciario Cestrie in pleno comitatu ibidem que servicia debentur domino regi in toto comitatu predicto tempore guerre in Wallia; videlicet per subscriptos dominos Willelmum de Venables, Radulphum de Vernoun. Patricium de Hasilwell, Hugonem de Dutton. Johannem de Sancto Petro, Rogerum Doumvihn Johannem de Orreby, milites, Alexandrum Baumvile, Willelmum de Brexin, Johannem de Wetenale, Willelmum Gerad, Rogerum Throstel, Willelmum de Bonnebury, Robertum de Breto et Johannem de Mottrum, qui dicunt per sacramentum suum quod:—

1. Dominus Hamo de Massi tenei quinque feoda militum in capite de domino rege inveniendopro quolibet feodo unum equum coopertum vel duos discoopertos infra divisas Cestrshire tempore guerre cum omnibus hominibus suis peditibus terram forincecam tenentibus infra predicta feoda facientibus servitium suum secundum proportum magne communis carte Cestrshire. Et si aliquis exercitus aliumde evenerit in partibus Cestrshire vel castrum obsessum fuerit tunc venet (sic) ad summonitionem domini regis cum toto posse suo ad illud removendum secundum tenorem dicte carte communis.
2. Dominus Hugo de Dutton tenet quartam partem feodi unius militis in Nesse inveniendopro duos homines pedites modo supradicto.
3. Willelmus de Venables tenet decem feoda militum inde faciendo pro feodo ut predictum est.
4. Nicholaus de Audithlega tenet quatuor feoda militum set bene credit inquisicio quod habet acquietanciam de toto preter quod de decima parte feodi unius militis.
5. Thomas de Bertumlehga tenet duo feoda militum de baronia Wici Malbani que comitissa Warewici prius tenebat per predictum servitium.
6. Thomas de Crue tenet unum feodum militis de eadem baronia quod dicta comitissa quondam tenebat per dictum servitium.
7. Henricus de Lasy tenet octo feoda militum in Halton per dictum servitium.
8. Petrus de Ardren tenet seplem feoda militum in Aldeford set non facit servitium nisi de uno feodo et duabus partibus unius feodi per dictum servitium.
9. Rogerus de Monte Alto tenet duo feoda et dimidium militum per dictum servitium.
10. Warinus de Mainwarring tenet quatuor feoda et dimidium per dictum servitium.
11. Johannes Boydel tenet quatuor feoda et dimidium militum per dictum servitium.
12. Ricardus filius Alani tenet duo feoda militum per dictum servitium.
13. Parcenarii de Kingeslegh tenent unum feodum per dictum servitium in Kingeslega.
14. Simon filius Radulphi tenet duo feoda militum per dictum servitium.



15. Patricius de Hesilwell tenet duas partes unius feodi per dictum servicium.
16. Hugo de Thorneton tenet terciam partem unius feodi per dictum servicium.
17. Bertramus de Moelis tenet quintam partem unius feodi per dictum servicium.
18. Rogerus de Soterelega tenet unum feodum militis per dictum servicium.
19. Willelmus de Hellisby tenet in Actona octavam partem unius feodi per dictum servicium.
20. Galfridus de Chedle tenet unum feodum militis per dictum servicium.
21. Edmundus Phiton tenet in Folishae unum feodum quod comes Albimarie prius tenebat per dictum servicium ut predictum est.
22. Johannes de Corona tenet quartam partem unius feodi in Adelinton per dictum servicium.
23. Jordanus de Tirdirington tenet quintam partem unius (feodi) per dictum servicium.
24. Ricardus de Swetenam tenet ibidem quartam partem unius feodi per dictum servicium.
25. Reginaldus de G [rey] tenet in Ruston in comitatu Cestrie et Landingate extra eundem comitatum unum feodum per dictum servicium.
26. Radulphus de Vernon tenet quinque feoda militum et dimidium et medietatem tercię partis unius feodi et medietatem octavę partis feodi per dictum servicium.
27. Robertus de Wininctona tenet medietatem et sextam partem unius feodi militis de feodo Wici Malbani et sextam partem unius feodi militis de feodo de Siphbroc per dictum servicium.
28. Ricardus de Lostock tenet medietatem feodi unius militis de feodo Wici Malbani et aliam medietatem de feodo de Schipbroc et sextam partem feodi unius militis de feodo de Craunache per dictum servicium.
29. Johannes de Wetenale tenet unum feodum militis et octavam partem et sextam partem sextę partis unius feodi per dictum servicium.
30. Ricardus de Sutton tenet tria feoda militum per dictum servicium que Willelmus Patrick prius tenebat.
31. Johannes de Sancto Petro tenet unum feodum et dimidium per dictum servicium.
32. Rotheryck filius Griffini tenet unum feodum et dimidium per dictum servicium.
33. Simon de Provincia tenet in Salhal vicissimam partem feodi unius militis per dictum servicium.
34. Robertus de Netherton tenet terram suam ibidem inveniendū unum equum discoopertum ut predictum est.
35. Philippus et Robertus de Ponte tenent le Bruggehousis inveniendū unum equum discoopertum ut predictum est.
36. Burgus de Frodisham detet invenire VIII. homines pedites ut predictum est.
37. Burgus de Macclisfeld VIII. homines [pedites] modo supradicto.
38. Burgus de Norwyco XII. homines pedites modo supradicto.
39. Burgus de Medio Wico duodetion homines pedites modo predicto.
40. Foresta de Macclisfeld de quolibet libere tenente ibidem unum hominem peditem modo supradicto.
41. Ricardus de Vernon tenet Merpil et Wibersleg' per liberam forestariam et veniet ad summonitionem domini regis et sequetur vexillum suum cum eisdem armis quibus custodit ballivam suam videlicet cum arcu et sagittis set dum sit in exercitu non erit oneratus de custodia

- foreste.
42. Robertus de Dounes tenet Tacsal et (Douns?) per servicium predictum ut Ricardus de Vernon.
  43. Thomas de Orreby tenet forestariam per illud servicium quod Ricardus de Vernon tenet.
  44. Johannes de Sutton tenet terram suam in Suttona et Distel(ey) per idem servicium ut Ricardus de Vernon.
  45. Rogerus de Stanlye per idem servicium ut Ricardus.
  46. Thomas de W(o)rth tenet Ratonfeld per idem servicium.
  47. Robertus Chaumpeyn tenet Le Hele per idem servicium.
  48. Jordanus de Distel(ey) tenet terram suam de Distelee per idem servicium.
  49. Urianus de Sancto Petro et Rotherus filius Griffini tenent totam serianciam p[acis] in Cestrisira exceptis Hundredo de Maclisfeld et Wyrhale et inveniendū [XII] servientes pedites quorum unus erit [eques] et habebit prebendam super forinsecas terras in dimidio anno [hiemali] et [ibidem servientes] custodient pacem et veniet ad summonicionem domini regis custibus suis propriis in Cestrisira, et quancito transierit aquam de Dee vel alibi extra Cestrisiram erunt [custi]bus domini regis.
  50. Rogerus Davenepord tenet unam seriantiam in Hundredo de Maclisfeld, Leck et D[ensington] et inveniet VIII servientes quorum unus sit eques, et faciet servicium eodem modo quo Urianus de Sancto Petro et Rotherus.
  51. Willelmus [filius Ade tenet] bedellariam Hundredi de Maclisfeld et faciet summonitiones ad exercitum et veniet ad testificandum [summonitiones] et vide[ndum] defal[tas] custibus suis propriis.
  52. Heredes Philippi de Baumvil tenent dimidium feodi militis in [Storton per predictum] servicium ut dictus Hamo de Masey set dummodo sit in servicio domini regis non debet onerari de custodia foreste.
  53. [Abbas] Cestrie h[abuit] aliquo tempore in guerra Wallie unum equitem Johannem Sese cum hominibus pedibus, set nescitur utrum fuer[it de jure et consuetudine an non].
  54. Ricardus de Stokepord tenet Bredeburi de Hamone de Masey et faciet servicium domino regi [cum suo (sic) equo discooperto] ut predictum est.
  55. Johannes de Mottrum tenet [Motrom] de Hugone Despenser et faciet servicium domini regis cum uno equo [discooperto] ut [predictum est].
  56. Idem Ricardus (de Stokepord) tenet Poninton de Poutrell set faciet domino regi servicium cum uno equo discooperto ut predictum est.
  57. [Willelmus Pigott tenet] Butleghe de Hugone Despenser et faciet servicium domino regi cum uno equo discooperto ut predictum est.
  58. [Heredes de Clotton tenent] Warton et Duddon ut(?) j. feodum militis per servicium supradictum ut Hamo de Massy.]
  59. [Johannes de Orrobye tenet] Fouk Stapelford pro uno esparvario sore vel XIIId. Et si castrum obsessum fuerit vel exercitus aliunde evenerit tunc veniet cum toto posse suo ad removendum illud prout communitas patrie faciet.]

## 訳 文

Edward (I) の治世 16 年 5 月 16 日 (1288 年 5 月 11 日)、キリスト昇天の祝日後の火曜日に、チェスターに於て、当時のチェスターの Justiciar である Lord Reginald de Gray の許で、完全な州会に於て、ウェールズとの戦争の場合に、チェンジャー全州を通じて、国王に対して負うべき軍務について、次の諸侯騎士によって行われた審問。諸侯、William de Venables, Ralph de Vernon, Patrick de Hasilwell, Hugh de Dutton, John de St. Pierre, Roger Doumville, John de Orreby, 騎士 Alexander Baumville, William de Brexim, John de Wetenale, William Gerad, Roger Throstel, William de Bonnebury, Robert de Breto, John de Mottrum. これらの人々は、以下のことを宣誓・証言した。

(1) Lord Hamon de Massi は、各封毎に、戦時には、チェンジャー内で、1 頭の完全武装の馬もしくは、2 頭の武装していない馬と、チェンジャーのマグナ・カルタの内容に則して、上述の封の内部に Forinsec の土地をもち、勤務を行う彼の歩兵とを見出す義務によって、国王直属の 5 Knight's Fee を保有する。そして、もしなんらかの軍隊が他の所からチェンジャーに入るか、或は城が包囲された場合には、上述のマグナ・カルタの内容に則して、この軍を駆逐するために、彼は、全兵力を以て、国王の召集に応ずるものとする。

(2) Lord Hugh de Dutton は、上述の方法で、2 人の歩兵を見出すことにより、Nesse 附近に 1/4 Knight's Fee を保有する。

(3) William de Veneble は、上述のように、各封毎に勤務を提供することにより、10 Knight's Fee を保有する。

(4) Nicholas de Audithlega は、4 Knight's Fees を保有する。しかし、本審問は、1/10 Knight's Fee 以外の全ての封の勤務の免除を得ているものと確信する。

(5) Thomas de Herthumlehga は、上述の義務で Nantwich の Barony の 2 つの Knight's Fee を保有する。このバロニーは、以前には、Countess of Warwick の保有する所であった。

(6) Thomas de Crue は、上記の勤務で、前記のバロニーの 1 Knight's Fee を保有する。以前、このバロニーは、前記の Countess の保有する所であった。

(7) Henry de Lasy は、上述の勤務で、Halton の 8 Knight's Fee を保有する。

(8) Peter de Ardren は、上述の勤務で、Alderfold の 7 Knight's Fee を保有するが、1 Fee と 1/3 Fee についてしか勤務を負わない。

(9) Roger de Montalt は、同じ勤務で、2 1/2 Knight's Fee を保有する。

(10) Warrin de Mainwarring は、同じ勤務で 4 1/2 Knight's Fee を保有する。

(11) John Boydel は、同じ勤務で 4 1/2 Knight's Fee を保有する。

(12) Richard Fitz Alan は、同じ勤務で、4 1/2 Knight's Fee を保有する。

(13) Kingslegh の共同相続人は、同じ勤務で、Kingslegh に 1 Fee を保有する。

(14) Ralph の子 Simon は、同じ勤務で、2 Knight's Fee を保有する。

(15) Patrick de Hasilwell は、同じ勤務で、2/3 Fee を保有する。

(16) Hugh de Thornton は、同じ勤務で、2/3 Fee を保有する。

(17) Bertrand de Moelis は、同じ勤務で、1/5 Fee を保有する。

(18) Roger de Sotorelega は、同じ勤務で、1 Fee を保有する。

(19) William de Hellisby は、同じ勤務で、Acton に 1/8 Fee を保有する。

(20) Geoffrey de Chedle は、同じ勤務で、1 Knight's Fee を保有する。

(21) Edmond Phiton は、上述の勤務で、Polishae に 1 Fee を保有する。それは、かつて Albimarlia 伯の保有するものであった。

(22) Jordan de Corona は、上述の勤務で、Adelinton に 1/4 Fee を保有する。

(23) Jordan de Tirdirington は、上述の勤務で 1/5 Fee を保有する。

(24) Richard de Swetenam は、そこに、上述の勤務で 1/4 Fee を保有する。

(25) Reginald de Grey は、上述の勤務で、チェスター州内の Ruston と当州外の Landingate に、1 Fee を保有する。

(26) Ralph de Vernon は、上述の勤務で、5 Knight's Fee と 1/3 Fee の半分と 1/8 Fee の半分とを保有する。

(27) Robert de Wininctona は、上述の勤務で、Nartwich の Fee の 1 Knight's Fee の半分と 1/6, Shipbroc の Fee の 1 Knight's Fee の 1/6 を保有する。

(28) Richard de Lastock は、上述の勤務で、Nantwich の封の 1 Knight's Fee の半分と、Schipbroc の封の残余の半分と、Craunache の Fee の 1 Knight's Fee の 1/6 とを保有する。

(29) John de Wetenale は、上述の勤務で、1 Knight's Fee と、1 Fee の 1/8 と 1/6 の 1/6 とを保有する。

(30) Richard de Sutton は、上述の勤務で、以前に Patrick が保有していた 3 Knight's Fee を保有する。

(31) John de St. Pierre は、上述の勤務で、1 Fee と 1/2 Fee とを保有する。

(32) Griffin の子, Rotheryck は、上述の勤務で、1 Fee と 1/2 Fee とを保有する。

(33) Simon de Provincia は、上述の勤務で、Salhal に 1 Knight's Fee の 1/20 を保有する。

(34) Robert de Netherton は、そこに、上述のように、武装しない馬 1 頭を見出すことにより、彼の土地を保有する。

(35) 橋の Philip と Robert とは、上述の如く、武装していない馬 1 頭を見出すことにより、Bruggehousis を保有する。

(36) Frodisham の Borough は、は、上述のように、8 人の武兵を見出さなければならない。

(37) Macclisfeld の Borough は、上述のように、8 人の歩兵を見出さなければならない。

(38) Nor(th)wych の Borough は、上述のように、12 人の歩兵を見出さなければならない。

(39) Middlewich の Borough は、上述のように、12 人の歩兵 (を見出さなければならない。)

(40) Macclisfed の御料林は、その各自由保有者から、上述のように、1 人の歩兵 (を見出さなければならない。)

(41) Richard de Vernon は、Marpil と Wibersleg とを、自由な森林として保有し、国王の召集に応じて来り、彼が彼の管区を守るのと同じ武器、即ち、弓と矢とを携えて、軍旗に従うべきである。しかし、従軍中は、森林番を課せられないものとする。

(42) Robert de Dounes は、Richard de Vernon と同じ勤務で Tascal (と Dounes の) 土地を保有する。

(43) Robert de Orreby は、Richard de Vernon の保有の条件と同じ勤務で森林番役を保有する。

(44) John de Sutton は、Richard de Vernon の保有の条件と同じ勤務で Sutton と Disteley の彼の土地を保有する。

(45) Roger de Stanlye は、Richard と同じ勤務で保有する。

(46) Thomas de W(orth) は、Ratonfeld を同じ勤務で保有する。

(47) Robert Champpeyn は、同じ勤務で Ratonfeld を保有する。

(48) Jordan de Disteley は、Distelee の土地を同じ勤務で保有する。

(49) Urian de St. Pierre と Griffin の子 Rotherie とは、Maclisfed と Wyrhale との Hundred を除く、チェンジャーの全 Serjeanty of the Peace を、12 人の徒歩の Serjeants を見出すことにより保有する。この

(12人の) Serjeants の内、1人は騎手で、その馬糧は、冬期半年間の間、forinsee land 上にて得るものとする。また、Serjeants は、平和を維持し、国王の召集に応じて、チェシャー内では各人の費用で従軍し、ディール川を越えるや否や、あるいは、チェシャーからどこか他に出るや否や、国王の費用となるものとする。

(50) Roger (de) Davenepord は、Maclisfed の Hundred, Leck, [Densington] に 1 Serjeanty を保有し、8人の歩兵を見出す。その内1人は騎乗たるべきものとする。また彼は、Urian de St. Pierre, Griffin の子 Rother と同じ勤務を行うべきものとする。

(51) (Adam の子) William は、Maclisfeld の Bedel 役を保有し、自己の費用で軍隊に対する召集を行い、召集を檢め、欠陥を檢閲すべきものとする。

(52) Philip de Baumvil の後継者達は、上述の Hamon de Masey と同じく、上述の勤務で、Stortonの1/2 Knight's Fee を保有する。しかし、彼が国王に対する軍役に服する間、彼は森林番役を課せられないものとする。

(53) チェスター修道院長は、時として、対ウェールズ戦には、歩兵と共に騎兵 John Sese を送った。しかし、それが法と慣習によるのか、否かは判らない。

(54) Richard de Stokepord は、Hamon de Masey から Bredebui を保有し、上に述べたように、1頭の武装しない馬を以て国王に勤務を行うべきものとする。

(55) John de Mottrum は、Hugh Despenser から Motrom を保有し、上述のように、1頭の武装しない馬を以て国王に勤務を行うべきものとする。

(56) 上述の Richard de Stokepord は、Poutrell から Ponjnton を保有する。そして、上述のように、1頭の武装しない馬を以て、国王に勤務すべきものとする。

(57) William Pigott は、Hugh Despenser から Butleghe を保有し、上述のように、1頭の武装しない馬を以て国王に勤務すべきものとする。

(58) Clotton の後継者達は、Hamon de Masey と同じく、上述の如く勤務することによって、Warton と Duddon とを 1 Knight's Fee として保有する。

(59) John de Orrobye は、1羽のはいたかまたは12ペンスによって、Fouk Stapleford を保有する。もし、城が包囲せられるか或は外部から軍隊が侵入する場合には、この国の平民と同じく、全力をもって来るものとする。

TABLE A.

No.	1252. Fees of the County of Chester, by Inquest taken by A. la Zuche, Justiciar of Chester.		1277-78. Scutage of Wales. Account rendered by G. de Bedelsmere, Justiciar of Chester.		1288. Inquest of Service for War in Wales.	
	Name.	No. of Fees.	Name.	No. of Fees.	Name.	No. of Fees.
1	Hamon de Masey.	5	Hamon de Masey.	5	Hamon de Masey.	5
2	Roger de Venables.	10	Roger de Venables.	10	William de Venables.	10
3	Warin de Vernon.	5 1/2 (?)	Warin de Vernon.	4 5/6	Ralph de Vernon.	5 1/2, 1/6, 1/10
	"	6	"	6	Rob. de Winnington.	1 1/2, 1/16
	"	1 1/2, 1/8	"	1 1/2, 1/8	Rob. de Lestock.	1/2
	"	1 1/2, 1/8	"	1 1/2, 1/8	Rob. de Winnington.	1/2
	"	1 1/2, 1/8	"	1 1/2, 1/8	Ric. de Lestock.	1/2
4	James de Audley.	4	James de Audley.	1/10	John de Wettehall.	1 1/2, 1/36
5	Philippa Countess of Warwick.	3	Countess of Warwick.	3	Nicholas de Audley.	4
6	Adam Mustel. Lau de Santorde.}	3	Adam Mustel.	3	Thos. de Barthomley.	2
7	Edmund de Lasey.	8	Edmund de Lasey.	8	Thos. de Crewe.	1
8	Walkelin de Arderne.	7	Walkelin de Arderne.	1 1/2	[Omitted.]	[-]
9	Roger de Montalt.	2 1/2	Roger de Montalt.	2 1/2	Henry de Lasey.	8
10	Thomas de Mainwaring.	4 1/2	Thomas de Mainwaring.	4 1/2	Peter de Arderne.	7
					Roger de Montalt.	2 1/2
					Warin de Mainwaring.	4 1/2

TABLE A (continued)

1252. Fees of the County of Chester, by Inquest taken by A. la Zuche, Justiciar of Chester.		1277-78. Scutage of Wales. Account rendered by G. de Badelsmere, Justiciar of Chester.		1288. Inquest of Service for War in Wales.		
No.	Name.	No. of Fees.	Name of Fee.	Name.	No. of Fees.	Remarks.
11	Robert Patric.	3	[Malpas.]	Robert Patric.	3	Wm. Patrick's fees.
12	David de Malpas.	3		David de Malpas.	1 1/2	Malpas fees.
13	Wm. de Boydell.	4 1/2	[Doddleston]	Wm. de Boydell.	4 1/2	Service as No. 1.
14	John Fitz Alan.	2	[Dunham on the Hill.]	John Fitz Alan.	2	"
15	[—]	1	Kingsley cum parceren- ritis.	Percerari de Kingeslegh.	1	"
16	[—]	1	"Fecium de Roweles."	The heirs of Clotton (for Waverton and Duddon).]	1	"
17	[—]	2	Pulford.	Simon fitz Ralph. <sup>14</sup>	2	No reduction of service shown.
18	Pat. de Heswall. Bertram de Meols. Matthew de "Thorintone."	1	[Heswall, Meols and Thornton Mayo. part of fee of Rhuddlan.]	Pat. de Heswall. Bertram de Meols. Hugh de Thornton.	[? 1]	The MS. gives Heswall "2 parts," Meols, 1/2 fee. Thornton, 1/3 fee.
19	Edmund de Sotterley.	1	[Stoke in Wirral]	Edmund de Sotterley.	1	Service as No. 1.
20	Heirs of Adam de Helsby.	1/3	Acton (in Weaverham).	William de Helsby.	1/3	"
21	Geoff. de Dutton.	1	Cheadle.	Geoff. de Cheadle.	1	"
22	"Comes de Aubermarle."	1	Fulshaw.	"Comes de Albe-marle."	1	The fee of Comes Albe- marle
23	John de Grey.	1/4	Adlington.	John de Grey.	1/4	Service as No. 1
24	Sewale de Thiderintone.	1/4	[Titherington.]	Sewale de Thidernton.	1/5	"
25	William Bridone "in custodia."	1/4	Swettenham.	William Bridon.	1/4	"
			Carried forward	70 1/10		

26		80		Brought forward Reactions.— No. 4. Audley. No. 8. Arderne. No. 17. Pulford. No. 24. Titherington	70 1/20				
27					79 1/3		Hugh de Dutton.	1/4	Note.—The Audley and Pulford fees are not reduced, and the Wich Malbank figures are unreliable. No. 6. is not mentioned.
28							Reginald de Grey.	1	Ness. Service of 2 footmen. Probably a thirteenth century feoffment.
29							Simon de Provincia. <sup>19</sup>	1/10	Rushton, co. Chester, and "Landingate," outside the county (see p. 114).
							Heirs of Ph. de Bamville.	1/2	[Little] Saughall. A thirteenth century feoffment. Storeton. The forester's fee. A grant by carl Randle Gernons.

(本表は、Stewart-Brown, Calendar of County Court, City Court and Eyre Court of Chester. (p. xlvii-xliix) を転載したものである。Table A に於ては、1252年、1277~8年、1288年の史料に現われている人名とその義務を記し、Table B には、1288年の史料にのみ見える人名と義務とを示す。また最初の欄の数字(1~53)は、Inquest of Military Service, 1288の条項とは関係がない。)



TABLE B.

Inquest of 1288 (continued).			
No.	Name.	Holding.	Remarks.
30	Robert de Netherton.	Netherton.	Service, one unarmed horse.
31	Philip and Robert of the Bridge.	The Bridgehouses [Frodsham].	" "
32	Borough of Frodsham.	—	8 footmen.
33	" " Macclesfield.	—	8 "
34	" " Northwich.	—	12 "
35	" " Middlewich.	—	12 "
36	Free tenants of forest of Macclesfield.	—	1 footman each.
37	Richard de Vernon.	Marple and Wibbersley.	Forestry and service in war.
38	Robert de Downes.	Taxall and Downes.	" "
39	Thos. de Orreby.	[No lands.]	" "
40	John de Sutton.	Sutton and Disley.	" "
41	Roger de Stanley.	[Stanley Disley.]	" "
42	Thomas de Worth.	"Ratonfeld"	" "
43	Robert Chaumpeyn.	"Le Hele."	" "
44	Jordan de Disley.	Disley.	" "
45	Urian de St. Pierre. Rotheric son of Griffin	} Serjeants of the peace. }	12 foot serjeants, 1 mounted.
46	Roger Pe Davenport.		
47	William son of Adam.	Bedelry of Hund. of Macclesfield.	Service of war summonses, etc.
48	Abbot of Chester.	—	A horseman and footmen in war.
49	Richard de Stockport.	Bredbury.	Held under Hamon de Mascy. but service to king of 1 unarmed horse in war.
50	John de Mottram.	Mottram.	Held under H. Dispenser; war service as last.
51	Richard de Stockport.	Poynton.	Held under [Ric.] Pontrell; war service as last.
52	William Pigott.	Butley.	Held under H. Dispenser; war service as last.
53	John de Orreby.	Fulk Stapleford.	Tenure, a sparrow hawk or 12d., and general war service.

## 宇尾野久教授略歴

- 大正 2 年 6 月 新潟県北蒲原郡水原にて出生。  
 大正 15 年 4 月 新潟県立新潟商業学校入学。  
 昭和 6 年 3 月 同校卒業。  
 昭和 6 年 4 月 小樽高等商業学校入学。  
 昭和 9 年 3 月 同校卒業。  
 昭和 10 年 4 月 慶応義塾大学経済学部入学。  
 昭和 13 年 3 月 同学部卒業。  
 昭和 13 年 4 月 慶応義塾大学大学院入学。  
 昭和 16 年 3 月 大学院終了。  
 昭和 16 年 9 月 召集。  
 昭和 20 年 9 月 復員と同時に経済学部特別研究生となる。  
 昭和 24 年 4 月 大学医学部予科講師。  
 昭和 26 年 4 月 大学経済学部講師。  
 昭和 27 年 10 月 大学経済学部専任講師。  
 昭和 35 年 3 月 経済学博士。「フランク社会における王国役人、王領民と王領地の研究——フランク王国の国制と経済——」  
 昭和 40 年 4 月 経済学部教授。  
 昭和 41 年 4 月 大学院経済学研究科委員。  
 昭和 43 年 4 月 慶応義塾大学派遣留学生としてドイツ連邦共和国に留学。  
 昭和 43 年 11 月 留学先のミュンヘンにて死去。

## 主要著書および論文

## 著書

- 『独逸農政史序論』 昭和 16 年 慶応書房刊。  
 『農政史研究』 昭和 23 年 彰考書院刊。  
 『農政史論』 昭和 23 年 日本科学社刊。  
 『ヨーロッパ中世社会経済史論攷』 昭和 32 年 泉文堂刊。  
 『西洋中世初期社会経済史研究』 昭和 36 年 泉文堂刊。

## 訳書

- ロベール・ラトゥッシュ著『中世経済の起源』(Robert Latouche: Les Origines de l'Economie Occidentale, IV<sup>e</sup>-XI<sup>e</sup> Siècle, Paris, 1956, L'Evolution de l'humanité, 43), 一条書店刊(近刊), 宇尾野久, 森岡敬一郎, 速水融共訳。

## 論文

- (三田学会雑誌)  
 「カール大帝治下の Conventus generalis の性格」(45 巻第 3 号 昭和 27 年 3 月)